

都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（令和元年第二百十五号議案）新旧対照表（抄）

修正案	原案
<p style="text-align: center;">都民の就労を応援する条例</p> <p>目次 前文 第一章 総則（第一条―第七条） 第二章 都民及び事業者に対する支援等（第八条―第十条） 第三章 計画の策定等（第十一条―第十三条） 附則</p> <p>東京は、日本の首都として、また世界有数の国際都市として発展を続けている。国内外から多様な人々が集い、多岐にわたる仕事を通じて社会経済活動を営んでいることが、東京の成長の原動力となっている。東京が活力ある都市として今後も持続的に発展していくためには、誰もが生き生きと働き活躍できるダイバーシティを実現し、互いの個性を尊重して認め合う共生社会を目指していく必要がある。</p> <p>そのためには、東京都と都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合うソーシャル・インクルージョンの考え方に立つて、希望する全ての都民の就労を支援していかなければならない。特に、この考え方は、就労を希望しながらも様々な理由から就労に困難を抱え、職に就けていない方や就労の継続が困難な方を支援していく上で重要である。</p> <p>こうした中、東京で展開してきた様々な就労支援の取組に加え、自律的な経済活動を行いながら、様々な理由から就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働く社会的企業への都民的理解の促進や、活動支援などの新しい視点も重要である。</p> <p>ここに、就労を希望する全ての都民がその個性と能力に応じて働くことができるよう応援し、誰一人取り残されることなく誇りと自信を持って輝く社会の実現を目指し、この条例を制定する。</p> <p>第一章 総則</p>	<p style="text-align: center;">都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例</p> <p>目次 前文 第一章 総則（第一条―第七条） 第二章 都民及び事業者に対する支援等（第八条・第九条） 第三章 ソーシャルファームの創設及び活動の促進等（第十条・第十一条） 第四章 計画の策定等（第十二条―第十四条） 附則</p> <p>東京は、日本の首都として、また世界有数の国際都市として発展を続けている。国内外から多様な人々が集い、多岐にわたる仕事を通じて社会経済活動を営んでいることが、東京の成長の原動力となっている。東京が活力ある都市として今後も持続的に発展していくためには、誰もが生き生きと働き活躍できるダイバーシティを実現し、互いの個性を尊重して認め合う共生社会を目指していく必要がある。</p> <p>そのためには、東京都と都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合うソーシャル・インクルージョンの考え方に立つて、希望する全ての都民の就労を支援していかなければならない。特に、この考え方は、就労を希望しながらも様々な理由から就労に困難を抱え、職に就けていない方や就労の継続が困難な方を支援していく上で重要である。</p> <p>こうした中、東京で展開してきた様々な就労支援の取組に加え、自律的な経済活動を行いながら、様々な理由から就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働く社会的企業の創設を後押しする新しい視点も不可欠である。</p> <p>ここに、就労を希望する全ての都民がその個性と能力に応じて働くことができるよう応援し、誰一人取り残されることなく誇りと自信を持って輝く社会の実現を目指し、この条例を制定する。</p> <p>第一章 総則</p>

(目的)

第一条 この条例は、就労を希望する全ての都民に対する就労の支援（以下「就労の支援」という。）について、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）の責務並びに都民、事業者及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、就労の支援に係る施策の促進の基本となる事項を定め、就労の支援に係る施策を総合的に推進することにより、都民一人一人が個性と能力に応じて就労し誇りと自信を持って活躍する社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条及び第三条 （原案のとおり）

(都の責務)

第四条 都は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、就労の支援に係る施策を総合的に実施するものとする。

(都民の役割)

第五条 都民は、基本理念について理解を深めるとともに、都が実施する就労の支援に係る施策に協力するよう努めるものとする。

2 （原案のとおり）

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念について理解を深め、従業員の雇用及びその継続並びに従業員が働きやすい職場環境の整備に取り組むとともに、都が実施する就労の支援に係る施策に協力するよう努めるものとする。

(区市町村の役割)

第七条 区市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性等に応じた就労の支援に取り組むとともに、都が実施する就労の支援に係る施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 都民及び事業者に対する支援等

第八条及び第九条 （原案のとおり）

(社会的企業の理解促進)

第十条 都は、事業者による自律的な経済活動の下、様々な理由から就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働く社会的企業に対する都民的な理解の促進及び活動支援に努めるものとする。

(目的)

第一条 この条例は、就労を希望する全ての都民に対する就労の支援（以下「就労の支援」という。）について、基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）の責務並びに都民、事業者及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、就労の支援に係る施策並びにソーシャルファームの創設及び活動の促進（以下「就労の支援に係る施策等」という。）の基本となる事項を定め、就労の支援に係る施策等を総合的に推進することにより、都民一人一人が個性と能力に応じて就労し誇りと自信を持って活躍する社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条及び第三条 （略）

(都の責務)

第四条 都は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、就労の支援に係る施策等を総合的に実施するものとする。

(都民の役割)

第五条 都民は、基本理念について理解を深めるとともに、都が実施する就労の支援に係る施策等に協力するよう努めるものとする。

2 （略）

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念について理解を深め、従業員の雇用及びその継続並びに従業員が働きやすい職場環境の整備に取り組むとともに、都が実施する就労の支援に係る施策等に協力するよう努めるものとする。

(区市町村の役割)

第七条 区市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性等に応じた就労の支援に取り組むとともに、都が実施する就労の支援に係る施策等に協力するよう努めるものとする。

第二章 都民及び事業者に対する支援等

第八条及び第九条 （略）

(新設)

### 第三章 計画の策定等

(計画の策定等)

第十一条 都は、就労の支援に係る施策に関する事業の計画（以下「事業計画」という。）を策定するものとする。

2 (原案のとおり)

第十二条 (原案のとおり)

(財政上の措置)

第十三条 都は、就労の支援に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 ソーシャルファームの創設及び活動の促進等

(ソーシャルファームの創設及び活動の促進)

第十条 都は、前章に定める就労の支援に係る施策のほか、事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業（以下「ソーシャルファーム」という。）の創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効果的に実施するものとする。

(認証等)

第十一条 都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、支援対象となるソーシャルファームを認証するものとする。

2 都は、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に当たり、支援策等を取りまとめた指針等を策定するものとする。

3 支援対象となるソーシャルファームを認証する基準は、前項の指針等において定めるものとする。

### 第四章 計画の策定等

(計画の策定等)

第十二条 都は、就労の支援に係る施策等に関する事業の計画（以下「事業計画」という。）を策定するものとする。

2 (略)

第十三条 (略)

(財政上の措置)

第十四条 都は、就労の支援に係る施策等を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。